

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児・介護)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	1234-567890-1	③ フリガナ	フリガナ	④ 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 年 月 日 平成 2 4 1
② 事業所番号	9876-543210-9	休業等を開始した者の氏名	育休 太郎	年 月 日	
⑤ 名称 事業所所在地 電話番号	株式会社〇〇〇〇 〇〇県××市△△△1-2 0000-11-2222		⑥ 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 111-1111 〇〇県××市□□□9-8 電話番号 (0000 99 - 8888	
事業主 住所 氏名	〇〇県××市△△△1-2 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 雇用 一郎				

休業等を開始した日以前の賃金支払状況等

⑦ 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の 間にお ける賃 金支払 日数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の 基礎 日数	⑪ 賃 金 額			⑫ 備 考
				A	B	計	
休業等を開始した日 4月 1日							
3月 1日～休業等を開始した日の前日	31日	3月 1日～休業等を開始した日の前日	31日	300,000			
2月 1日～2月 29日	29日	2月 1日～2月 29日	29日	300,000			
1月 1日～1月 31日	31日	1月 1日～1月 31日	31日	300,000			
12月 1日～12月 31日	31日	12月 1日～12月 31日	31日	300,000			
11月 1日～11月 30日	30日	11月 1日～11月 30日	30日	300,000			
10月 1日～10月 31日	31日	10月 1日～10月 31日	31日	300,000			
9月 1日～9月 30日	30日	9月 1日～9月 30日	30日	300,000			
8月 1日～8月 31日	31日	8月 1日～8月 31日	31日	300,000			
7月 1日～7月 31日	31日	7月 1日～7月 31日	31日	300,000			
6月 1日～6月 30日	30日	6月 1日～6月 30日	30日	300,000			
5月 1日～5月 31日	31日	5月 1日～5月 31日	31日	300,000			
4月 1日～4月 30日	30日	4月 1日～4月 30日	30日	300,000			
3月 1日～3月 31日	31日	3月 1日～3月 31日	31日	300,000			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				

⑬ 賃金に 関する 特記事項		休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 平成 年 月 日 (受理番号 号)
----------------------	--	---

⑭ (休業開始時における)雇用期間 不定めなし 日定めあり → 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 カ月)

※公共職業安定所記載欄

注意

- 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
- 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
- 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が育児休業又は介護休業を開始した日及び当該被保険者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護状態にある対象家族を介護するための休業又は当該被保険者が就業しつつその子を養育すること若しくはその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		⑮	

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (育児・介護)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	1234-567890-1	フリガナ	フリガナ	④ 休業等を開始した日の	令和 年 月 日
② 事業所番号	9876-543210-9	休業等を開始した者の氏名	育休 太郎	年 月 日	平成 2 年 4 月 1 日
⑤ 名称	株式会社〇〇〇〇	⑥ 休業等を開始した者の	〒 111-1111		
事業所所在地	〇〇県××市△△△1-2	〇〇県××市〇〇〇9-8			
電話番号	0000-11-2222	住所又は居所	電話番号 (0000 99 - 8888		

この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。

住所 〇〇県××市△△△1-2
 事業主 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 雇用 一郎

自筆による署名
 本人印

休業等を開始した日以前の賃金支払状況等

⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期間における支払基礎数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃 金 額			⑫ 備 考
				A	B	計	
休業等を開始した日 4月 1日							
3月 1日～休業等を開始した日の前日	31日	3月 1日～休業等を開始した日の前日	31日	300,000			
2月 1日～2月 29日	29日	2月 1日～2月 29日	29日	300,000			
1月 1日～1月 31日	31日	1月 1日～1月 31日	31日	300,000			
12月 1日～12月 31日	31日	12月 1日～12月 31日	31日	300,000			
11月 1日～11月 30日	30日	11月 1日～11月 30日	30日	300,000			
10月 1日～10月 31日	31日	10月 1日～10月 31日	31日	300,000			
9月 1日～9月 30日	30日	9月 1日～9月 30日	30日	300,000			
8月 1日～8月 31日	31日	8月 1日～8月 31日	31日	300,000			
7月 1日～7月 31日	31日	7月 1日～7月 31日	31日	300,000			
6月 1日～6月 30日	30日	6月 1日～6月 30日	30日	300,000			
5月 1日～5月 31日	31日	5月 1日～5月 31日	31日	300,000			
4月 1日～4月 30日	30日	4月 1日～4月 30日	30日	300,000			
3月 1日～3月 31日	31日	3月 1日～3月 31日	31日	300,000			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				

⑬ 賃金に関する特記事項

休業開始時賃金月額証明書 受理
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書
 平成 年 月 日
 (受理番号 号)

⑭ (休業開始時における)雇用期間 ○ 定めなし □ 定めあり → 平成 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 カ月)

※ 公共職業安定所記載欄

雇用保険法施行規則第14条の4第1項の規定により被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えて下さい。

本手続は電子申請による申請も可能です。なお、本手続について、電子申請により行う場合には、被保険者が休業開始時賃金月額証明書/所定労働時間短縮開始時賃金証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本休業開始時賃金月額証明書/所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。また、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話 番号	賃金月額 証明書等 受領印	※ 所長	次長	課長	係長	係
--------------------	----------------------	-----	-------	---------------------	------	----	----	----	---